

【委員会・部会名】

源泉部会

【タイトル】

一泊研修会

【日時】平成18年9月1日(金)～2日(土)

【場所】

鬼怒川観光ホテル別館

【講師】

税理士 流 俊幸氏

【内容】

(1)「会社法」の施行で留意したい役員報酬・賞与支給

定期同額給与

6月の株主総会で役員の定期給与を期首の4月に遡及し増額、4月から6月までの増額分は7月に一括支給することにした場合

・ ・ ・ ・既に終了した職務に対する部分は損金に算入されない。(役員の職務執行期間開始前に支給時期・支給金額について「事前」に定められているものに限る。)

事前確定届出給与

所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合

・ ・ ・ ・一般には、事前に支給額が確定していたものといえず、該当しない。支給した金額の全てが損金不算入となる。

(2)「給与 外注費」の境界と功罪

・ (給与は、支払い金額の中に消費税は含まれないが、)

外注費は、支払い金額の中に消費税が含まれる。

・ だから、給与を外注費で処理できれば、「支払った消費税」が増える。

この事を悪用した事例(営業実態の無いダミー事業者に外注したようにし、本来は課税されない人件費約23億円を消費税が課税される外注費として控除額を過大に計上していた)を研修した。



講師の 流 税理士



「外注費化を悪用した事例」を研修